報道資料

くらしの中に 総務省

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

平成３１年３月25日
中国四国管区行政評価局

〔災害時における自動車検査証の有効期間の伸長〕

中国運輸局が、対象地域の指定について、被災者への配慮を最大限に考慮するよう運用を改善～中国四国管区行政評価局のあっせんを受け～

総務省中国四国管区行政評価局（局長：米澤俊介）は、平成30年7月豪雨後に下記の相談を受けて、民間有識者を構成員とする行政苦情救済推進会議（座長：片木晴彦 広島大学大学院法務研究科教授）の意見を踏まえ、平成31年2月28日、国土交通省中国運輸局に運用の改善について働きかけました。

このたび、３月15日、中国運輸局から次表のとおり、改善する旨の回答がありました。

当局のあっせん内容	中国運輸局の回答
中国運輸局は、車検証の有効期間伸長の対象地域について、その地域が「孤立した」かどうかよりも、具体的な被害の情報を迅速に掌握し、これを踏まえて指定する必要がある。	災害発生時、運輸局を主体に正確な情報を速やかに収集することとし、被災者への配慮を最大限に考慮した車検証の有効期間の伸長対象地域の判断を行う体制を整える。

【きっかけとなった行政相談】（平成30年7月豪雨直後の7月13日に、広島県府中町の住民から寄せられた相談）

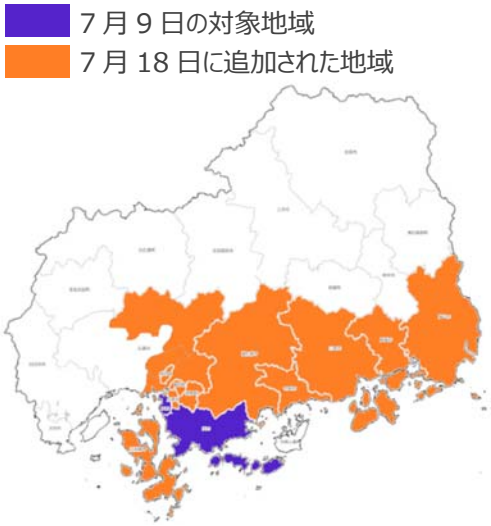
自動車検査（以下「車検」という。）を7月19日に受ける予定だが、この度の豪雨により自宅周辺の道路や橋が被災して、自宅から車が出せなくなった。どうすればよいのか困っている。

【制度の概要】

運輸支局長は、天災その他やむを得ない事由により車検の継続検査を受けることができないと認めるときは、その地域を使用の本拠地とする自動車の車検証の有効期間を、期間を定めて伸長する旨公示することができる。

【広島運輸支局の措置】

7月9日、呉市と坂町については、他の地域から孤立したことを踏まえてこの措置を講じたが、府中町については、7月13日時点では講じていなかった。（7月18日に講じた）



総務省行政相談センター きくみみ広島

【本件照会先】
首席行政相談官　津江　正博
行政相談官　　木坂　聡、児玉　智司
電話：082-228-6174　ＦＡＸ：082-228-4955
E-mail：cgk32@soumu.go.jp